

Hong Kong Regulatory Update – Summer 2026

Securities and Futures Commission, SFC (証券及期貨事務監察委員會): トークン化された SFC 認可投資商品のセカンダリー取引を可能とする新たな規制枠組み SFC は、認可済みトークン化投資商品について、リテール投資家による流通市場（セカンダリーマーケット）での取引を許容する新たな規制枠組みを公表した。本制度は、認可済みオープンエンド型ファンドを対象とし、ライセンスを受けたプラットフォーム上での取引を前提とする。市場の急速な拡大を背景としており、運用資産残高は 2026 年 3 月時点で 107 億香港ドルに達し、約 7 倍の増加となっている。

Companies Registry, CR (公司註冊處): 「貸金業ライセンス条件に関するガイドライン」の改訂貸金業者は、新基準に適合するため、与信審査およびリスク管理体制の見直しを求められる。さらに、特に低所得者層における過剰借入および無担保個人ローンに伴うリスクの抑制を目的として、以下の措置が導入される。すなわち、(i) 債務返済比率（Debt Servicing Ratio, DSR）の上限規制の新設、(ii) リスク警告文の表示義務の強化、及び (iii) ローン保証人制度の廃止である。これらはすべての貸金業ライセンスに対する条件として適用される。

Companies Registry, CR (公司註冊處): 会社の Re-domiciliation 制度の実施状況 Companies (Amendment) Ordinance 2025 に基づく当該制度は、施行後 6 か月を経て安定的に運用されており、外国会社が法人格の同一性および継続性を維持したまま香港へ本店所在地を移転（re-domiciliation）することを可能としている。CR は、市場からの肯定的な評価を報告するとともに、ルクセンブルク、ケイマン諸島およびバミューダ等からの移転事例を含む最新の登録統計を公表した。非香港会社に関する申請手続と所定様式は、既に通常の会社実務に組み込まれている。

Labour Department (勞工處): 法定最低賃金の引上げ（2026 年 5 月 1 日施行）行政長官會議（Chief Executive in Council）は、法定最低賃金を時給 42.1 香港ドルから 43.1 香港ドルへ引き上げる（2.38%増）との勧告を採択した。本改定は、透明性および予見可能性の向上を図る新たな算定方式に基づくものであり、労使紛争の抑制および実体経済の動向への適合を目的とする。2026 年 2 月 20 日の官報掲載および同年 2 月 25 日の立法会提出を経て、同改定は 2026 年 5 月 1 日に施行された。

Privacy Commissioner for Personal Data, PCPD (個人資料私隱專員公署): 2025 年業務報告

主要統計苦情件数の増加：PCPD が受理した苦情は 4,228 件で、2024 年比 23%増となり、その約 90%が民間企業または個人を対象とするものであった。

データ漏えいの増加：通知を受理したデータ漏えい事案は 246 件（前年比 21%増）であり、そのうち学校および非政府組織（NGO）が 37%（92 件）を占めた。ハッキング関連事案は 33%増の 81 件に達した。

ドクシング事案の減少：ドクシング事案は 308 件と前年比 30%減少し、関連苦情も 2022 年比で 53%減少しており、規制の抑止効果が顕著に現れている。

ご質問等ございましたら担当弁護士、加来宗徳までお問い合わせください。

◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers Group」は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> または info@oneasia.legal までお願いします。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的な情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。

< 著者 >



加来 宗徳
One Asia Lawyers Group
弁護士 (香港・NY(USA))

2001年に国内で法学修士号を取得したのち、アメリカ・ワシントン大学 (St Louis) School of Law にて Juris Doctor 取得 (2008年)。2009年にニューヨーク法 (アメリカ) 弁護士資格、2016年には香港法弁護士資格を取得。ニューヨークの弁護士事務所等を経て東京および香港の多国籍企業及び大手金融機関にて法務部長・インハウス弁護士として活躍。企業法務、M&A、金融法、クロスボーダー取引や各種コンプライアンスなどを中心にクライアントをサポートしている。

munenori.kaku@oneasia.legal